

サレジオ工業高等専門学校研究費の不正行為防止に関する規程

制定 平成26年11月1日

施行 平成26年11月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、研究費の不正使用（以下「不正使用」という。）及び研究活動における不正行為（以下「不正行為」という。）の防止、調査等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるとおりである。

- (1) 「研究費」とは、特定の研究を遂行する目的で国、地方公共団体、独立行政法人等の機関から交付された経費で、本学の責任において管理すべき経費をいう。
- (2) 「不正使用」とは、研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求により研究費を使用すること、及び、本校が定める研究費使用に係るガイドライン等に違反すること又は研究費の瑕疵ある執行手続上等の不適切な使用をいう。
- (3) 「不正行為」とは、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用、またその行為における証拠隠滅、研究実績における論文の公表や数等の虚偽申請等をいう。

(管理体制)

第3条 サレジオ工業高等専門学校公的研究費取扱規程第5条に基づき、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置き、公的研究費の適正な運営・管理を行う。

(教職員の責務)

第4条 教職員は、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

- 2 教職員は、統括管理責任者の指示により、この規程に定めるところに協力しなければならない。

(通報窓口)

第5条 本校における研究活動上の不正行為に関する通報に対応するために通報窓口を設置し、担当者を置く。

- 2 通報窓口については、サレジオ工業高等専門学校研究費に係る不正行為通報に関する規程に定める。

(予備調査)

第6条 本校に所属する教職員に係る研究活動上の不正行為の通報があった場合、「不正使用」については、内部監査部署による事案の調査を行い、「不正行為」については不正行為調査委員会が事案の予備調査を行う。

2 内部監査部署及び不正行為調査委員会は、通報を受け付けた日から30日以内に統括管理責任者に予備調査の結果を報告する。

3 統括管理責任者は予備調査の結果を受け、通報がなされた事案がさらに調査すべきものかを速やかに判断し、最高管理責任者へ報告しなければならない。

4 最高管理責任者は、その報告及び結果を以って調査の実施要否を判断し、当該調査の要否を配分機関に報告する。

5 最高管理責任者は、調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知する。

6 予備調査を担当した内部監査部署及び不正行為調査委員会は、予備調査に係る資料等を5年間保存する。

(調査委員会の設置)

第7条 最高管理責任者は、予備調査の報告を受け、更なる調査の必要性があると判断した場合は、統括管理責任者に対し、調査の実施を要請する。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者から調査の要請を受けた場合は統括管理責任者を長とする調査委員会を設置し、調査の実施を要請する。

3 調査は、調査実施の決定後30日以内に開始する。

4 調査委員会については、別に規程を定める。

(研究費の執行停止)

第8条 調査中は、被通報者及び調査対象となっている者に対して、研究費の使用停止を命ずる。

(認定)

第9条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第10条 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2 調査委員会は、通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等

を含む最終報告書を配分機関に提出しなければならない。

3 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。

5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

（認定後の措置）

第11条最高管理責任者は、配分機関が当該認定に係る競争的資金の使用中止を命じた場合には、被通報者等に対し当該認定に係る競争的資金の使用中止を命じるとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 最高管理責任者は、通報者及び被通報者等の保護について、サレジオ高等専門学校研究費に係る不正行為通報に関する規程第6条を準用して対応する。

（守秘義務）

第12条研究活動上の不正行為に起因する事案に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、その任務の遂行上知り得た情報を他に漏らしはならない。

（改廃）

第13条この規程の改廃については、AMCの審議を経て校長が承認する。

付則

1. この規程は、平成26年11月1日から施行する。